

穴水町なりわい再生支援補助金

穴水町内に施設や設備を置く事業者で、「石川県なりわい再建支援補助金」、「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））」、「中小企業持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））」のいずれかの交付を受けた場合に、残りの自己負担分の一定割合を補助します。

①補助対象者

以下に示す項目に全て該当する者

次のいずれかの補助金（以下、「県補助金等」という。）について、**交付額の確定通知**を受けている者

- ア 石川県なりわい再建支援補助金
- イ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」
- ウ 中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」

補助金の交付対象となる施設及び設備が町内に所在する者

町税の滞納がない者

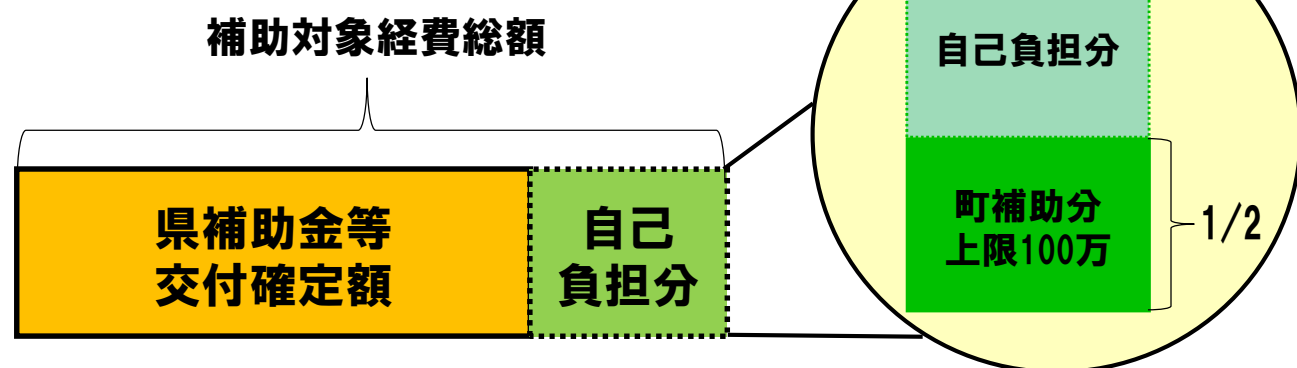
②補助対象経費

県補助金等の交付対象となっている経費。（町内に所在している施設及び設備に係るもののみが対象。）

③補助額 上限 **100万円**

補助対象経費から県補助金等の交付確定額を差し引いた額に **1/2** を乗じた額（1,000円未満の端数は切捨て）

【制度イメージ】



■申請・問い合わせ先

穴水町観光交流課

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ウの174番地

TEL:0768-52-3790

④事業の流れ

県補助金等の交付確定通知の発行（県・国）



関係書類を添えて穴水町観光交流課に申請書を提出

- ・ 交付確定の日から30日以内
 - ・ 交付確定の日が属する年度の3月末
- } いずれか早い方

- ・ 県補助金等の交付確定通知
- ・ 法人の登記事項証明書の写し（法人の場合）
- ・ 住民票の写し
- ・ 宣誓・同意書
- ・ 補助対象経費の見積り書及び請求書

※県及び国に負担してもらう費用と、町が負担する費用とが明確に区別できるようにすること



交付決定及び額の確定通知の発行（町）



請求書を町に提出

※補助対象費用を支払ったことが分かる請求書等を添える



補助金の交付

■申請・問い合わせ先

穴水町観光交流課

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ウの174番地

TEL:0768-52-3790